

駿河台大学公的研究費の管理に関する規程

平成19年11月15日制 定
令和 4年 3月 3日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理に関して必要な事項を定めることにより適正な取扱いを図り、公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公的研究費とは、文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金のほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等から配分される競争的資金等をいう。

2 不正使用とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用のことをいう。

3 第1項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

(最高管理責任者)

第3条 大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するための措置を講じる。また、第4条及び第5条に定める統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

4 最高管理責任者は、本学における不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

5 最高管理責任者は、公的研究費を使用又は管理する者に対し、公的研究費の適正な運営・管理に関わる意識向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、副学長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者及び副責任者)

第5条 本学の各組織における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等について、組織区分ごとに、次表のコンプライアンス推進責任者欄に掲げる者とする。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

6 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

7 コンプライアンス推進責任者が行う、自己の管理監督する部局等における前第4項から第6項の業務を補佐する者として、別表に定めるコンプライアンス推進副責任者を置く。

組織区分	コンプライアンス推進責任者
心理学研究科	心理学研究科長
総合政策研究科	総合政策研究科長
法学部	法学部長
経済経営学部	経済経営学部長
メディア情報学部	メディア情報学部長
現代文化学部スポーツ科学部	現代文化学部長スポーツ科学部長
心理学部	心理学部長
情報処理教育センター	情報処理教育センター長
スポーツ教育センター	スポーツ教育センター長
グローバル教育センター	グローバル教育センター長
心理カウンセリングセンター	心理カウンセリングセンター長
キャリアセンター	キャリアセンター長
事務組織	事務局長

(コンプライアンス教育)

第6条 公的研究費の運営・管理等に関わる研究者（以下「研究者」という。）及び事務担当者は、コンプライアンス教育を受けなければならない。

(誓約書の提出)

第7条 研究者及び事務担当者は、所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

2 前項に規定する誓約書を提出しない研究者及び事務担当者は、本学における公的研究費の運営・管理等に関わることができないものとする。

(相談窓口)

第8条 本学における公的研究費の使用ルール、事務処理手続きに関して、大学内外から相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行の適切な支援に努める。

2 公的研究費の使用ルールの相談窓口を財務課に、事務処理手続きの相談窓口を学務企画課研究支援室に置き、それぞれ公的研究費に係る事務取り纏め担当者が務める。

3 相談窓口は、本学における公的研究費の使用に関する制度、ルール、事務処理手続きについて、必要に応じて、ホームページ等により学内又は学外へ開示するものとする。

(不正防止計画推進部署)

第9条 大学全体の観点から公的研究費に係る不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、学務企画課研究支援室とする。

3 不正防止計画推進部署は、大学全体の観点から実態を把握・検証し、主体的に不正防止計画の実施に当たる。

4 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

5 不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(通報窓口)

第10条 公的研究費に係る不正使用に関する通報を受け付ける窓口を、「学校法人駿河台大学公益通報の適正な取扱い等に関する規程」の定めるところにより、学務企画課研究支援室に置く。

2 通報窓口は、不正使用の通報に関する仕組みについて、ホームページ等により、大学内外に開示する。

3 通報窓口は、公的研究費に係る不正使用に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(通報の取扱い)

第11条 最高管理責任者は、前条第3項の報告を受けたときは、通報の受付から30日以内に、通報の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第12条 最高管理責任者は、調査が必要と判断した場合には、所掌する調査委員会を設置し、公的研究費の運営・管理に関する調査を行うものとする。なお、必要に応じて、調査対象の者に対して、調査中の研究費の使用停止を命ずるものとする。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる事項等について調査及び認定を行う。

- (1) 不正の有無及び不正の内容
- (2) 関与した者及びその関与の程度
- (3) 不正使用の相当額

3 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名したコンプライアンス推進責任者若干名
- (3) 最高管理責任者が指名した本学、通報者及び調査対象の者と直接の利害関係を有しない学外委員若干名
- (4) 事務局長

4 調査委員会の長は、前項第1号の者をもって充てる。

5 調査委員会は、第2項の調査を行ったときは、速やかに、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(配分機関への報告及び調査)

第13条 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 通報の受け付けから210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

4 調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不正使用に対する措置)

第14条 第12条第2項の調査の結果、不正使用があったと認められる場合においては、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 教職員に不正使用があったと認められる場合においては、その違反の程度に応じ、「駿河台大学就業規則」又は「駿河台大学有期雇用教職員就業規則」の定めるところにより、懲戒処分等の人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。

3 学外の者に不正使用があったと認められる場合においては、必要に応じて、取引停止、損害賠償請求又は告訴するものとする。

(物品等の発注)

第15条 物品等の発注については事務担当者が行うこととする。ただし、1点当たり10万円未満の物品等については研究者が行うことができる。

2 物品等の発注の取扱いについては、別に定める。

(納品検査)

第16条 購入物品については納品検査(検収)を行うこととする。

2 納品検査(検収)の取扱いについては、別に定める。

(監査)

第17条 公的研究費の適正な取扱いの推進及び不正使用を防止するため「学校法人駿河台大学内部監査規程」の定めるところにより、監査を行うこととする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の管理及び不正使用防止に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

(適用法令等)

第19条 この規程に定めのない事項については「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日 文部科学大臣決定 平成26年2月18日改正 令和3年2月1日改正）」及びその他の関係法令通知等により取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月15日から施行する。

平成21年4月1日一部改正。

平成25年4月1日一部改正。

平成27年4月1日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。

平成28年7月7日一部改正。

平成29年4月1日一部改正。

平成29年10月5日一部改正。ただし、第15条の改定規定については、平成29年4月1日に遡って適用する。

令和2年4月1日一部改正。

この改定規程は、令和4年4月1日から施行する。